

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和52年2月1日

条例第9号

改正 令和2年3月23日条例第1号

令和4年12月7日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定める。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月7日条例第6号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。